

新 旧 対 照 表

新

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則(抜粋)

本則

(他人の個人番号を利用した事務を行わせる者)

第2条 条例第4条第2項の規則で定める者は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 条例別表第1(6)の項に掲げる県の機関が行う事務 私立の高等学校(専攻科及び別科を除く。以下この号及び次号において同じ。)、特別支援学校の高等部又は専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号)第1条第1項各号に掲げるものの学校長

(2) 条例別表第1(7)の項に掲げる県の機関が行う事務 私立の高等学校、特別支援学校の高等部又は専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項各号に掲げるものの設置者

(3) 条例別表第1(8)の項に掲げる県の機関が行う事務 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人

(4) 条例別表第1(9)の項に掲げる県の機関が行う事務 第2号に掲げる者

(5) 条例別表第1(15)の項に掲げる県の機関が行う事務 高等学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する私立学校に該当するものを除く。)の学校長

(6) 条例別表第1(16)の項に掲げる県の機関が行う事務 高等学校(学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は私立学校に該当するも

旧

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則(抜粋)

本則

のを除く。)の学校長

(7) 条例別表第 1(17)の項に掲げる県の機関が行う事務 前号に掲げる者

(8) 条例別表第 1(18)の項に掲げる県の機関が行う事務 第 6 号に掲げる者

(9) 条例別表第 1(19)の項に掲げる県の機関が行う事務 特別支援学校(学校教育法第 2 条第 2 項に規定する国立学校に該当するものを除く。)の学校長

(条例別表第 1 の事務)

第 3 条 条例別表第 1(1)の項の規則で定める事務は、県が実施するウイルス性肝炎患者に対する治療のための医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第 4 条 条例別表第 1(2)の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 高知県心身障害者扶養共済制度条例(昭和 46 年高知県条例第 26 号)第 7 条の規定に基づく高知県心身障害者扶養共済制度に係る掛金の減額の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和 46 年高知県規則第 55 号)第 6 条第 4 項の規定による高知県心身障害者扶養共済制度に係る掛金の減額事由の消滅の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

第 5 条 条例別表第 1(3)の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 県が実施する精神又は身体に重度の障害を有する児童の療育及び介護に要する費用に充てるための手当の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 県が実施する精神又は身体に重度の障害を有する児童の療育及び

介護に要する費用に充てるための手当の支給の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第6条 条例別表第1(4)の項の規則で定める事務は、県が実施するひとり親家庭の親に対する高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に要する費用に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第7条 条例別表第1(5)の項の規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対して行う次に掲げる事務とする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務

(2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始の申請又は同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務

(4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務

(5) 生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う資料の提供等の求めに関する事務

(6) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(7) 生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務

(8) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。)に関する事務

第8条 条例別表第1(6)の項の規則で定める事務は、県が実施する私立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第9条 条例別表第1(7)の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 県が実施する高等学校等を中途退学した後再び私立の高等学校等で学び直す者に対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 県が実施する高等学校等を中途退学した後再び私立の高等学校等で学び直す者に対する高等学校等就学支援金に相当する支援金を受給する者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第10条 条例別表第1(8)の項の規則で定める事務は、県が実施する経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対する授業料減免措置を実施する学校法人に対する補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第11条 条例別表第1(9)の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 県が実施する私立の高等学校等に在学する生徒であって高等学校等就学支援金が支給されないものに対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 県が実施する私立の高等学校等に在学する生徒であって高等学校等就学支援金が支給されないものに対する高等学校等就学支援金に相当する支援金を受給する者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第 12 条 条例別表第 1(10)の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例(平成 9 年高知県条例第 3 号。以下「県営住宅条例」という。)第 8 条第 1 項の規定による従前居住者用住宅(県営住宅条例第 9 条の 2 第 4 項の規定により従前居住者用住宅以外の県営住宅とみなす場合に限る。以下同じ。)の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務
- (2) 県営住宅条例第 13 条第 1 項若しくは第 31 条第 1 項の規定による従前居住者用住宅の家賃の額の決定に関する事務又は県営住宅条例第 14 条第 1 項の規定による従前居住者用住宅の入居者の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査若しくはその申込みに対する応答に関する事務
- (3) 県営住宅条例第 15 条(県営住宅条例第 33 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく従前居住者用住宅の家賃若しくは金銭の減免の申請又は県営住宅条例第 17 条第 2 項の規定に基づく従前居住者用住宅の敷金の減免の申請の受理、これらの申請に係る事実についての審査又はこれらの申請に対する応答に関する事務
- (4) 県営住宅条例第 15 条(県営住宅条例第 33 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく従前居住者用住宅の家賃若しくは金銭の徴収の猶予の申請又は県営住宅条例第 17 条第 2 項の規定に基づく従前居住者用住宅の敷金の徴収の猶予の申請の受理、これらの申請に係る事実についての審査又はこれらの申請に対する応答に関する事務
- (5) 県営住宅条例第 17 条第 1 項の規定による従前居住者用住宅の敷金の徴収に関する事務
- (6) 県営住宅条例第 27 条の規定による従前居住者用住宅に係る同居の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (7) 県営住宅条例第 28 条の規定による従前居住者用住宅に係る入居の

承継の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(8) 県営住宅条例第 32 条第 1 項の規定による従前居住者用住宅の明渡し
の請求に関する事務

(9) 県営住宅条例第 32 条第 4 項の規定による従前居住者用住宅の明渡し
の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又は
はその申出に対する応答に関する事務

(10) 県営住宅条例第 33 条第 1 項の規定による従前居住者用住宅の家賃
の額の決定又は同条第 2 項の規定による従前居住者用住宅の入居者
からの金銭の徴収に関する事務

(11) 県営住宅条例第 34 条の規定による従前居住者用住宅の入居者に
対する他の適当な住宅のあっせん等に関する事務

(12) 県営住宅条例第 36 条第 1 項の規定による従前居住者用住宅の入居者
の収入の状況の報告の請求等に関する事務

(13) 県営住宅条例第 42 条第 1 項の規定による従前居住者用住宅の明
渡しの請求に関する事務

第 13 条 条例別表第 1(11)の項の規則で定める事務は、高知県立学校授業料等徴収条例(昭和 23 年高知県条例第 7 号)第 6 条第 1 項の規定に基づく県立高等学校の授業料又は受講料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第 14 条 条例別表第 1(12)の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例(昭和 49 年高知県条例第 39 号)第 2 条第 1 項の規定に基づく修学奨励資金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例第 8 条の規定に基づく修学奨励資金の返還の猶予の申請又は同条例第

9条の規定による修学奨励資金の返還の免除の申請の受理、これらの申請に係る事実についての審査又はこれらの申請に対する応答に関する事務

第15条 条例別表第1(13)の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例(平成14年高知県条例第3号)第2条第1項の規定に基づく奨学金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例第8条の規定に基づく奨学金の返還の猶予の申請又は同条例第9条の規定に基づく奨学金の返還の免除の申請の受理、これらの申請に係る事実についての審査又はこれらの申請に対する応答に関する事務

第16条 条例別表第1(14)の項の規則で定める事務は、高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例(平成19年高知県条例第10号)第8条の規定に基づく奨学金の返還の猶予の申請又は同条例第9条の規定に基づく奨学金の返還の免除の申請の受理、これらの申請に係る事実についての審査又はこれらの申請に対する応答に関する事務とする。

第17条 条例別表第1(15)の項の規則で定める事務は、県が実施する国公立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第18条 条例別表第1(16)の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 県が実施する高等学校等を中途退学した後再び公立の高等学校で学び直す者に対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 県が実施する高等学校等を中途退学した後再び公立の高等学校で

学び直す者に対する高等学校等就学支援金に相当する支援金を受給する者又はその保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第 19 条 条例別表第 1(17)の項の規則で定める事務は、県が実施する家計急変による経済的理由により県立高等学校の授業料又は受講料の納付が困難となった生徒に対する当該授業料又は受講料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第 20 条 条例別表第 1(18)の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 県が実施する県立高等学校に在学する生徒であって高等学校等就学支援金が支給されないものに対する県立高等学校の授業料又は受講料に相当する額の支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 県が実施する県立高等学校に在学する生徒であって高等学校等就学支援金が支給されないものに対する県立高等学校の授業料又は受講料に相当する額の支援金を受給する者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第 21 条 条例別表第 1(19)の項の規則で定める事務は、県が実施する特別支援教育を受ける児童等の保護者等に対する就学のため必要な経費の支弁の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

(条例別表第 2 の特定個人情報)

第 22 条 条例別表第 2(1)の項の規則で定める情報は、高知県心身障害者扶養共済制度条例第 7 条の規定に基づく高知県心身障害者扶養共済制度に係る掛金の減額の申請を行う者に係る次に掲げる情報とする。

(1) 生活保護法第 19 条第 1 項の規定による保護の実施、同法第 24 条第 1 項の規定による保護の開始の申請若しくは同条第 9 項の規定による保護の変更の申請、同法第 25 条第 1 項の規定による職権による保

護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更又は同法第26条の規定による保護の停止若しくは廃止に関する情報(以下「生活保護実施関係情報」という。)

(2) 生活に困窮する外国人に対して生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始の申請若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請、同法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報(以下「外国人生活保護実施関係情報」という。)

第23条 条例別表第2(2)の項の規則で定める情報は、県が実施するひとり親家庭の親に対する高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に要する費用に係る補助金の交付の申請を行う者に係る児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項の規定による児童扶養手当の支給に関する情報とする。

第24条 条例別表第2(3)の項の規則で定める情報は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずるもの又は同条第1項に規定する被保護者に準ずるものであった外国人(第29条において「外国人要保護者等」という。)に係る次に掲げる情報とする。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の2第1項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報

(2) 児童福祉法第20条第1項の規定による療育の給付の支給に関する情報

(3) 児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給に関する情報

(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条若しくは第6条の規定による資金の貸付けに関する情報

(5) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)

第5条第1項の規定による特定医療費の支給に関する情報

(6) 外国人生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報

(7) 児童扶養手当法第4条第1項の規定による児童扶養手当の支給に関する情報

(8) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号(同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による給付金の支給に関する情報

(9) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第17条の規定による障害児福祉手当、同法第26条の2の規定による特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関する情報

(10) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項若しくは第3項の規定による支援給付の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号。以下この号及び第27条において「平成19年改正法」という。)附則第4条第1項の規定による支援給付の実施若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号。以下この号及び第27条において「平成25年改正法」という。)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下この号及び第27条において「旧法」という。)第14条第1項の規定による支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の規定による支援給付若しくは平成25年改正法附則第2条第3項の規定による支援給付の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中

国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項(平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。)若しくは平成25年改正法附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の規定による保護の開始の申請若しくは同条第9項の規定による保護の変更の申請、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更若しくは同法第26条の規定による保護の停止若しくは廃止に関する情報

第25条 条例別表第2(4)の項の規則で定める情報は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 第12条第1号に掲げる事務 従前居住者用住宅の入居の申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る次に掲げる情報

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定に基づく身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 生活保護実施関係情報

エ 外国人生活保護実施関係情報

(2) 第12条第2号に掲げる事務 従前居住者用住宅の入居者又は同居者(次号において「従前居住者用住宅入居者等」という。)に係る前号ア及びイに掲げる情報

(3) 第12条第3号に掲げる事務 従前居住者用住宅入居者等に係る第1号アからエまでに掲げる情報

(4) 第12条第4号に掲げる事務 前号に掲げる情報

(5) 第12条第6号に掲げる事務 第3号に掲げる情報及び県営住宅条例第27条の規定により従前居住者用住宅に同居させようとする者に係る第1号アからエまでに掲げる情報

- (6) 第 12 条第 7 号に掲げる事務 第 3 号に掲げる情報
- (7) 第 12 条第 8 号に掲げる事務 第 2 号に掲げる情報
- (8) 第 12 条第 9 号に掲げる事務 第 3 号に掲げる情報
- (9) 第 12 条第 11 号に掲げる事務 第 2 号に掲げる情報
- (10) 第 12 条第 13 号に掲げる事務 第 3 号に掲げる情報

第 26 条 条例別表第 2(5)の項の規則で定める情報は、外国人生活保護実施関係情報とする。

(条例別表第 3 の事務及び特定個人情報)

第 27 条 条例別表第 3(1)の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による支援給付の実施、平成 19 年改正法附則第 4 条第 1 項の規定による支援給付の実施又は平成 25 年改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第 14 条第 1 項の規定による支援給付、平成 25 年改正法附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第 14 条第 3 項の規定による支援給付若しくは平成 25 年改正法附則第 2 条第 3 項の規定による支援給付の実施に関する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による支援給付、平成 19 年改正法附則第 4 条第 1 項の規定による支援給付若しくは平成 25 年改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第 14 条第 1 項の規定による支援給付、平成 25 年改正法附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第 14 条第 3 項の規定による支援給付若しくは平成 25 年改正法附則第 2 条第 3 項の規定による支援給付を必要とする状態にある者又はこれらの支援給付を受けていた者(以下この条において「要支援者等」という。)に係る次に掲げる情報

(条例別表の事務及び特定個人情報)

第 2 条 条例別表(1)の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号。以下この条において「中国残留邦人等支援法」という。)第 14 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による支援給付の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 127 号。以下この条において「改正法」という。)附則第 4 条第 1 項の規定による支援給付の実施に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 中国残留邦人等支援法第 14 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による支援給付若しくは改正法附則第 4 条第 1 項の規定による支援給付を必要とする状態にある者又はこれらの支援給付を受けていた者(以下この号において「要支援者等」という。)に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和 29 年法律第 144 号)第 2 条第 1 項又は第 4 項の規定による経費の支弁に関する情報
 - イ 要支援者等に係る学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 24 条の規定による援助の実施に関する情報

ア 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和 29 年法律第 144 号)第 2 条第 1 項又は第 4 項の規定による経費の支弁に関する情報
イ 学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 24 条の規定による援助の実施に関する情報
ウ 県が実施する特別支援教育を受ける児童等の保護者等に対する就学のため必要な経費の支弁に関する情報

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項(平成 19 年改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)又は平成 25 年改正法附則第 2 条第 1 項若しくは第 2 項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第 24 条第 1 項の規定による保護の開始の申請又は同条第 9 項の規定による保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 要支援者等に係る前号アからウまでに掲げる情報

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項又は平成 25 年改正法附則第 2 条第 1 項若しくは第 2 項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第 25 条第 1 項の規定による職権による保護の開始又は同条第 2 項の規定による職権による保護の変更に関する事務 要支援者等に係る第 1 号アからウまでに掲げる情報

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項又は平成 25 年改正法附則第 2 条第 1 項若しくは第 2 項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第 26 条の規定による保護の停止又は廃止に関する事務 要支援者等に係る第 1 号アからウまでに掲げる情報

(5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留

(2) 中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項(改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 24 条第 1 項の規定による開始の申請又は同条第 9 項の規定による変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法第 25 条第 1 項の規定による職権による開始又は同条第 2 項の規定による職権による変更に関する事務 第 1 号に掲げる情報

(4) 中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法第 26 条の規定による停止又は廃止に関する事務 第 1 号に掲げる情報

(5) 中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項の規定によりその例によるこ

邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項又は平成25年改正法附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第63条の規定による保護に要する費用の返還に関する事務 要支援者等に係る第1号アからウまでに掲げる情報

(6) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項又は平成25年改正法附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に基づく徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に基づく徴収金の徴収を含む。)に関する事務 要支援者等に係る第1号アからウまでに掲げる情報

第28条 条例別表第3(2)の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施に関する事務 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は同条第1項に規定する被保護者であった者(以下この条において「要保護者等」という。)に係る次に掲げる情報

ア _____
_____ 特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条第1項又は第4項の規定による経費の支弁に関する情報

イ _____ 学校保健安全法第24条の規定による援助の実施に関する情報

ウ 県が実施する特別支援教育を受ける児童等の保護者等に対する就学のため必要な経費の支弁に関する情報

(2) 生活保護法第24条第1項の規定による保護の開始の申請又は同条

ととされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に基づく徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に基づく徴収金の徴収を含む。)に関する事務 第1号に掲げる情報

第3条 条例別表(2)の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は同条第1項に規定する被保護者であった者(以下この号において「要保護者等」という。)に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条第1項又は第4項の規定による経費の支弁に関する情報

イ 要保護者等に係る学校保健安全法第24条の規定による援助の実施に関する情報

(2) 生活保護法第24条第1項の規定による保護の開始の申請又は同条

第9項の規定による保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 要保護者等に係る前号アからウまでに掲げる情報

- (3) 生活保護法第25条第1項の規定による職権による保護の開始又は同条第2項の規定による職権による保護の変更に関する事務 要保護者等に係る第1号アからウまでに掲げる情報
- (4) 生活保護法第26条の規定による保護の停止又は廃止に関する事務 要保護者等に係る第1号アからウまでに掲げる情報
- (5) 生活保護法第63条の規定による保護に要する費用の返還に関する事務 要保護者等に係る第1号アからウまでに掲げる情報
- (6) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に基づく徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に基づく徴収金の徴収を含む。)に関する事務 要保護者等に係る第1号アからウまでに掲げる情報

第29条 条例別表第3(3)の項の規則で定める事務は、外国人要保護者等に係る次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 外国人要保護者等に係る次に掲げる情報
 - ア 特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条第1項又は第4項の規定による経費の支弁に関する情報
 - イ 学校保健安全法第24条の規定による援助の実施に関する情報
 - ウ 県が実施する特別支援教育を受ける児童等の保護者等に対する就学のため必要な経費の支弁に関する情報
- (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始の申請又は同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 外国人要保護者等に係る前号アからウまでに掲げる情報
- (3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する

第9項の規定による保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

- (3) 生活保護法第25条第1項の規定による職権による保護の開始又は同条第2項の規定による職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 生活保護法第26条の規定による保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報
- (5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に基づく徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に基づく徴収金の徴収を含む。)に関する事務 第1号に掲げる情報

事務 外国人要保護者等に係る第 1 号アからウまでに掲げる情報

(4) 生活保護法第 26 条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務 外国人要保護者等に係る第 1 号アからウまでに掲げる情報

(5) 生活保護法第 63 条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 外国人要保護者等に係る第 1 号アからウまでに掲げる情報

(6) 生活保護法第 77 条第 1 項又は第 78 条第 1 項から第 3 項までの規定に準じて行う徴収金の徴収(同法第 78 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。)に関する事務 外国人要保護者等に係る第 1 号アからウまでに掲げる情報

第 30 条 条例別表第 3(4)の項の規則で定める事務は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成 14 年法律第 162 号)第 15 条第 1 項第 7 号又は附則第 8 条第 1 項の災害共済給付の給付金の支払の請求に係る事実についての審査に関する事務とし、同表(4)の項の規則で定める情報は、当該請求に係る同法第 3 条に規定する児童生徒等又は同法附則第 8 条第 1 項の児童が属する世帯の世帯主に係る次に掲げる情報とする。

(1) 生活保護実施関係情報

(2) 外国人生活保護実施関係情報

第 31 条 条例別表第 3(5)の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例第 2 条第 1 項の規定に基づく奨学金の貸与の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者(以下この号において「奨学金貸与申請者」と

第 4 条 条例別表(3)の項の規則で定める事務は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成 14 年法律第 162 号)第 15 条第 1 項第 7 号又は附則第 8 条第 1 項の災害共済給付の給付金の支払の請求に係る事実についての審査に関する事務とし、同表(3)の項の規則で定める情報は、当該請求に係る同法第 3 条に規定する児童生徒等又は同法附則第 8 条第 1 項の児童が属する世帯の世帯主に係る次に掲げる情報とする。

(1) 生活保護法第 19 条第 1 項の規定による保護の実施に関する情報

(2) 生活保護法第 24 条第 1 項の規定による保護の開始の申請又は同条第 9 項の規定による保護の変更の申請に関する情報

(3) 生活保護法第 25 条第 1 項の規定による職権による保護の開始又は同条第 2 項の規定による職権による保護の変更に関する情報

(4) 生活保護法第 26 条の規定による保護の停止又は廃止に関する情報

いう。)又は当該奨学金貸与申請者と生計を共にする者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 奨学金貸与申請者又は当該奨学金貸与申請者と生計を共にする者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 奨学金貸与申請者の生計を維持する者に係る生活保護実施関係情報

エ 奨学金貸与申請者の生計を維持する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(2) 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例第8条の規定に基づく奨学金の返還の猶予の申請又は同条例第9条の規定に基づく奨学金の返還の免除の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者(以下この号において「猶予等申請者」という。)又は当該猶予等申請者と住居及び生計を共にする者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

イ 猶予等申請者又は当該猶予等申請者と住居及び生計を共にする者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

ウ 猶予等申請者に係る生活保護実施関係情報

エ 猶予等申請者に係る外国人生活保護実施関係情報